



税務情報

経済産業省 — 「攻めの経営」を促す役員報酬 ～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～ の改訂

経済産業省は6月7日、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すために作成している表題の手引の改訂版を公表しました。

■ 『「攻めの経営」を促す役員報酬 — 企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引 —』を改訂しました

この手引は2017年4月に初版が公表されて以来、4回改訂が行われています。第6版となる今回は、2019年12月に成立した改正会社法（2021年3月1日施行）により株式の無償発行が認められたこと等に伴う改訂が行われています。

本手引の「II. 株式報酬、業績連動報酬に関するQ&A」における主な改訂部分は以下のとおりです。

《改正会社法により株式の無償発行が認められたことに伴う見直し》

- 本Q&Aにおける株式報酬プラン名の定義（（備考）更新）

本Q&Aにおける事後交付型リストラクテッド・ストック及びパフォーマンス・シェアには、無償発行により株式を交付する手法や、いわゆる0円ストックオプションをあらかじめ付与し、その行使により株式を交付する手法等もそれぞれの類型に該当することが示されています。

- 改正会社法により可能となった無償発行についての解説（Q6-2 新設）

株式の無償発行が可能となった改正会社法の内容が解説されているほか、会社法の改正により、上場会社の取締役又は執行役に対しては、権利行使時の払込みを不要とする権利行使価額0円のストックオプションを発行することが可能となったことが示されています。

- 特定譲渡制限付株式の交付スケジュール（Q48 更新）

法人税法上の事前確定届出給与の要件を加味した会社法に基づく特定譲渡制限付株式の交付スケジュールに、「特定譲渡制限付株式（無償発行型）の場合」が追加され、改訂前に「特定譲渡制限付株式の場合」として記載されていたスケジュールが「特定譲渡制限付株式（現物出資型）の場合」として更新されました。

《株式報酬に係る会計・税務上の取扱い》

- 株式交付信託の税務上の取扱い（Q16 更新）

2020年度税制改正における特定譲渡制限付株式の範囲の見直しに伴い、株式交付信託によって交付される株式が一定の要件を満たす場合には、税務上、特定譲渡制限付株式として取り扱われるとして、所得税法及び法人税法の取扱いを解説する記載が追加されています。

- 特定譲渡制限付株式の税務上の取扱い（Q19～21、Q23、Q30 等更新）

2020年度税制改正における特定譲渡制限付株式の範囲の見直し及び損金算入額等について規定する法人税法の規定に基づき、内容が改訂されています。

- 特定譲渡制限付株式の会計上の取扱い（Q44-1（旧 Q44）更新、Q44-2 新設）

無償発行により取締役等に事前発行型の特定譲渡制限付株式を交付した場合の会計処理について解説するQ44-2が追加され、旧Q44が、役員等に現物出資型により事前発行型の特定譲渡制限付株式を交付した場合の会計処理について解説するQ44-1として更新されました。

- 事前発行型の特定譲渡制限付株式を導入した場合の会計・税務処理（Q49-1（旧 Q49）更新、Q49-2 新設）

無償発行により取締役等に事前発行型の特定譲渡制限付株式を導入した場合の会計・税務処理について解説するQ49-2が追加され、旧Q49が、現物出資により事前発行型の特定譲渡制限付株式を導入した場合の会計・税務処理について解説するQ49-1として更新されました。

上記のほか、本手引の「I. 『攻めの経営』を促す役員報酬の概要」は、株式の無償発行に係る記載を中心に更新されています。また、「III. 株主総会報酬議案（例）」、「IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）」及び「V. 株式報酬規程（例）」も、株式の無償発行を前提とした例の追加や既存の例の更新が行われています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.